

## 黒部市指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：黒部市指定棚田地域振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

枕野棚田（106,929 m<sup>2</sup>/64 筆）、浦山 12 区棚田（222,922 m<sup>2</sup>/172 筆）、大越棚田（130,927 m<sup>2</sup>/113 筆）範囲については、別添 1 のとおり。

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### （1）棚田等の保全

##### ・耕作放棄の防止・削減

（枕野棚田）（浦山 12 区棚田）（大越棚田）

枕野棚田、浦山 12 区棚田、大越棚田では、中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地について、耕作放棄又は遊休農地となっている箇所はない。令和 6 年度末まで引き続き現状を維持し、耕作放棄又は遊休農地の発生を、枕野棚田では、0.6ha 以内、浦山 12 区棚田では、1.5ha 以内、大越棚田では 0.9ha 以内にする。

##### ・担い手の確保

（枕野棚田）（浦山 12 区棚田）（大越棚田）

それぞれの棚田で、新たな担い手 1 名以上を確保する。

##### ・生産性・付加価値の向上

（枕野棚田）（浦山 12 区棚田）

枕野棚田、浦山 12 区棚田で、令和 6 年度末までに肥料散布機付きドローン等をそれぞれ 1 台導入する。枕野棚田約 8 ha、浦山 12 区棚田約 21ha で活用することで、作業効率の向上につなげる。

##### ・鳥獣被害の防止

（枕野棚田）（浦山 12 区棚田）（大越棚田）

それぞれの棚田で侵入防止柵を設置しているが、新たに被害が発生した箇所については、侵入防止柵の整備を促進し、被害の減少に努める。侵入防止柵整備済箇所については、野生鳥獣の侵入を可能な限り防ぐため、研修などにより適切な侵入防止柵の管理方法を徹底する。

（枕野棚田(前沢地区)/被害額 H30：999 千円→R6：333 千円）

（浦山 12 区棚田(浦山地区)/被害額 H30：1,017 千円→339 千円）

（大越棚田(若栗地区)/被害額 H30：839→R6：280 千円）

#### （2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ・自然環境の保全・活用

（浦山 12 区棚田）

浦山 12 区棚田が位置する浦山地区では、地元組織が、小中学生向けに蛍の観察会を年間 1 回開催している。浦山 12 区棚田では、地元組織と連携し、蛍の生育している場所については、蛍が育成できる自然環境を保全するため

に、蛍の幼虫が孵化した後の梅雨明け頃の草刈りや、水路の中での生育環境を確保するため泥上げを部分的にとどめることなどの協力を呼びかける。観察会には年間 15 人程度の参加者を継続して確保する。

- ・良好な景観の形成

- (枕野棚田)

- 令和 6 年度末までに新たに枕野棚田約 700 m<sup>2</sup>でヒマワリの育成に取り組む。

- (大越棚田)

- 令和 6 年度末までに新たにシバザクラ約 1,500 m<sup>2</sup>などの植栽に取り組む。

- (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- (枕野棚田) (浦山 12 区棚田) (大越棚田)

- 本市では、市内小学生と県外小学生の交流イベント「くろべ都市農村交流」を平成 14 年から実施している。既存事業である「くろべ都市農村交流」の訪問箇所として、新たに枕野棚田、浦山 12 区棚田、大越棚田を訪れてもらい、地元小学生に郷土への愛着を深めてもらうとともに、都会の小学生に美しい棚田の景観など豊かな自然に触れ合える機会を創出する。年間 50 人（市内、県外小学生各 25 人）の参加者を確保することで関係人口の拡大につなげる。

### 3 計画期間

認定の月～令和 7 年 3 月

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

- (1) 指定棚田地域振興活動の内容

- 以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

- ① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

- (枕野棚田) (浦山 12 区棚田) (大越棚田)

- それぞれの棚田において、中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定参加者の協力のもと、耕作をはじめ、農地の草刈や水路管理を行い、耕作放棄地や遊休農地の発生を防止する。

- ・担い手の確保

- (枕野棚田) (浦山 12 区棚田) (大越棚田)

- それぞれの棚田において、跡継ぎ世代へ向けた説明会を開催するなど、地域の潜在的な就農希望者の掘り起こしを行うとともに、地域おこし協力隊制度等の活用も検討しながら、担い手の確保を図る。また、新たな担い手に対しては、営農指導や販売支援を行う。

- (大越棚田)

- 大越棚田において、令和 2 年度から中山間地域等直接支払交付金の対象地域（指定棚田）となったことから、補助金等の手続に関する事務作業を円滑に行えるよう支援する。

- ・生産性・付加価値の向上

(枕野棚田) (浦山 12 区棚田)

枕野棚田約 8 ha、浦山 12 区棚田約 21ha において、ドローンによる肥料散布などのスマート農業に取り組むことで、作業時間、労働負担の軽減を図る。また、構成員向けにドローンの講習会を開催し、作業効率の向上を図る。

- ・鳥獣被害の防止

(枕野棚田) (浦山 12 区棚田) (大越棚田)

それぞれの棚田において、侵入防止策の設置及び適切な管理を徹底する。

## ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用

(浦山 12 区棚田)

浦山 12 区棚田で、小中学生に向けた蛍の観察会を開催する。

- ・良好な景観の形成

(枕野棚田)

枕野棚田において新たにヒマワリを育成するなど、良好な景観を確保するとともに、農山村地域を対象とした写真展への応募や、SNS での情報発信を行う。

(大越棚田)

大越棚田では、新たにシバザクラなどの植栽に取り組み、良好な景観を確保するとともに、農山村地域を対象とした写真展への応募や、SNS での情報発信を行う。

## ③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

(枕野棚田) (浦山 12 区棚田) (大越棚田)

県外小学生と地元小学生の交流イベント「くろべ都市農村交流」の一環として、枕野棚田、浦山 12 区棚田、大越棚田を訪れてもらい、関係人口の創出につなげる。

## (2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の黒部市指定棚田地域振興協議会の参加者である。

### 5 黒部市指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

黒部市指定棚田地域振興協議会は黒部市、農業者、関係団体、地域おこし協力隊で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

### 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

棚田地域振興法第8条第10項にもとづき、協議会の構成員は、相協力して、指定棚田地域振興活動計画の実施に努める。